

1. 大阪府緊急事態措置の概要

大阪府域全域を対象に5月6日(水)までの措置

●外出自粛の要請

特に夜の繁華街は自粛を強く要請
ただし、生活維持に必要な場合を除く

●規模に関わらずイベントの自粛を要請

※外出自粛要請の効果を見極めたうえで、
施設の使用制限も今後検討

2. 外出自粛要請

～市民の皆さんへ～

「不要不急」より、さらに一步踏み込んで、

「必要最低限の外出」に限定してください

「罰則がない」から従わないのではなく、

自分のため・家族のために**人との接触を避けてください**

【生活の維持に必要な外出（例）】

- 生活必需品（食料品、日用品、医薬品等）の買い出し
- 医療機関への通院、散歩・運動
- 職場への出勤

※大阪市では、さらなるテレワークの推進や、
感染防止の観点から公共交通によらない自転車等での通勤を認める

3. イベントの自粛要請

～イベント主催者の皆さんへ～

新たなクラスターを生み出さないため

規模に関わらず、イベント開催を自粛ください

【自粛を要請するイベント内容】

○屋内、屋外を問わない

○原則、全てのイベント

(具体例) 祭礼・地域行事、コンサート・演劇等の文化的イベント、
催事、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

市関連施設におけるイベントについて、緊急事態措置期間は中止をお願いします

参考 緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する府民や事業者の疑問・不安に対応するため、大阪府にコールセンターを設置

【緊急事態措置コールセンター】

受付番号：06－4397－3299

開設時間：平日 9時～18時（4/11・12は開設）

※大阪府HPにFAQを掲載予定